●南区役所 総務企画課 広聴係

区役所 1 階相談コーナーにおいて、行政に関することや日常生活の困りごとなどについて、相談することができます。

(令和7年度)

相談名	相談内容	相談員	相談曜日・時間	備考
法律相談	困りごと、争いご との法律的見 解、解決方法に ついて (予約必要・面談 のみ)	弁護士	毎月第 1・3 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前9時から 電話(011-582-4714)で 定員7名を先着順で受 付。 相談は面談で午後からに なります。(1人20分以 内) 指定の時間までに区役所 へお越し下さい。
司法書士相談	(裁判事務、登記、諸手続きに関すること)不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などに関すること (予約必要・面談のみ)	司法書士	毎月第 2・4 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前9時から電話(011-582-4714)で定員6名を先着順で受付。 相談は面談で午後からになります。(1人30分以内) 指定の時間までに区役所へお越し下さい。
家庭生活相談	家庭生活、生き 方、近隣関係、 育児、夫婦関 係、心情、悩み ごとなどについ て	家庭生活 カウンセラー	毎週月曜日·水曜日 10 時 00 分~ 12 時 00 分 13 時 00 分~ 16 時 00 分	(電話番号) 011-582-4714
行政相談	国やその関係機 関などの仕事に 関すること	行政相談委員	毎月第 2・4 火曜日 13 時 00 分~ 16 時 00 分	

11月

2025年(令和7年)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
_	O	<u> </u>		0		U
	休日		家庭生活相談	法律相談		
	WD			运 律怕談		
						u
0	10	1 1	1 0	1 2	1 /	1 5
9	10	11	12	13	14	15
	家庭生活相談	行政相談	家庭生活相談	司法書士相談		
4.0	4 7	4.0				
16	17	18	19	20	21	22
	家庭生活相談		家庭生活相談	法律相談		
23/30	24	25	26	27	28	29
	休日	行政相談	┃ ┃家庭生活相談	司法書士相談		
			3.72 TO 10 IX			
L	I.		<u> </u>	I		